

# 運輸安全マネジメントに関する取組みについて

2025年4月1日

事業者名:株式会社ビッグ・ウイング

株式会社ビッグ・ウイングは、代表取締役以下全社員が一丸となって、  
輸送の安全確保の為、以下の通り取り組みます。

## 1.輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 代表取締役は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- ② 代表取締役は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策の不断を見直しします。
- ③ 全社員が一丸となって、業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- ④ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 2.輸送の安全に関する目標

- ① 「交通違反件数ゼロ」

※交差点における信号機の予測、黄色信号等になった場合等の  
予測運転、適切な判断・法定遵守の徹底・車間距離の保持

- ②

③ 「有責事故ゼロ件数・軽微事故件数ゼロ」の達成

※人身・物損事故を防ぐ

④ 「すべての乗客へシートベルト着用案内」の徹底

※車内事故を未然に防ぐ

⑤ 「車両故障による重大事故の防止」の徹底。

※運行前・運行後の点検を徹底・運行中の車両の細かい変化に

注意

⑥ 「飲酒運転防止」の徹底。

※厳正な点呼の実施・啓蒙活動による防止

### 3.輸送の安全に関する重点施策

① 全社員が関係法令・安全管理規定を守り、安全輸送を最優先します。

② 安全輸送への必要な支出を積極的・効率的に行います。

※外部機関教育により確実な乗務員(法令)教育を導入。

※安全装備搭載車両への代替、高度な安全機器の導入

③ 全社員が必要な情報を共有できる連絡体制を確立します。

④ 社内教育、外部機関の安全運転講習会等の積極参加を計画的に実行します。

※外部機関教育により確実な乗務員(法令)教育を導入。

※救命救急講習、を2年に1回実施

※睡眠時無呼吸症候群(SAS)の検査や生活習慣病検診の  
受診

#### 4.輸送の安全に関する投資など。

- ・衝突被害軽減ブレーキ他安全装備装着、大型バス購入

(平成30年4月)

- ・クラウド型ネットワーク運行支援サービス(デジタコ・ドラレコー体型)

大型バス2台へ導入

(平成30年4月)

- ・会社事務所内・休憩室・車両内にアルコール消毒液・空間除菌をする機械の設置

(令和2年2月)

- ・運航の安全性・事務所業務の簡略化の為に

バス運行管理システム導入

(令和6年1月)

- ・全車両デジタルタコグラフの導入

(令和7年3月)

## 5.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

令和2年度	0 件
令和3年度	0 件
令和4年度	0 件
令和5年度	0 件
令和6年度	0 件

## 6.安全統括管理者

渋谷 道明

## 7. 一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

2025年度 一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報（令和7年3月31日現在）

運転者・運行管理者・整備管理者に係る情報

運転者情報			平均勤続 年数	運行管理者・整備管理者		
運転者数		計		運行管理者	運行管理 補助者	整備管理者
正規雇用	正規雇用 以外					
8	1	9	7	3	2	4

事業用自動車に係る情報

	車両数	年式		平均車齢	ドライブ レコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV	主な運行の態様
		最古	最新					
大型	7 台	平成18年	平成29年	13 年	7 台	7 台	4 台	観光輸送
中型	4 台	平成15年	平成29年	15 年	4 台	4 台	1 台	観光輸送
小型	1 台	平成28年	平成28年	9 年	1 台	1 台	0 台	観光輸送
任意保険等の加入状況		対人保険	無制限	対物保険	無制限			

## 8. 初任運転者に対して行う【安全運転の実技指導】について

### 初任運転者に対して行う【安全運転の実技指導】について

実施日程：雇用日か運転者の選任日までの期間で実施する

添乗指導者：貸切バス業界 10 年以上の者

車種区分：基本大型貸切バス(運転者の技能に応じて判断)

#### 初任運転者に対する特別な指導内容

1. バスを運転する場合の心構え
2. バスの安全な運転に関する基本的事項
3. バスの構造上の特性
4. 日常点検の方法
5. 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
6. 危険の予測および回避の対応方法
7. 安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法
8. ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
9. 安全運転の実技指導 **【20 時間以上】**

#### 安全運転実技指導実施ルート

##### 在来線コース①

本社～弘前駅～撫牛子駅～川部駅～北常盤駅～浪岡駅～大釈迦駅～鶴ヶ坂駅～津軽新城駅  
～新青森駅～青森駅 **【逆路】**

##### 在来線コース②

本社～弘前駅～石川駅～大鰐温泉駅～長峰駅～碓ヶ関駅～津軽湯の沢駅～陣馬駅～白沢駅  
～大館駅～鷹ノ巣駅～二ツ井駅～東能代駅～森岳駅～八郎潟駅～秋田駅 **【逆路】**

##### 在来線コース③

本社～弘前駅～撫牛子駅～川部駅～藤崎駅～林崎駅～板柳駅～鶴泊駅～陸奥鶴田駅～  
五所川原駅～木造駅～中田駅～陸奥森田駅～越水駅～鳴沢駅～鯨ヶ沢駅～北金ヶ崎駅  
～千疊敷駅～深浦駅～ウェスパ椿山駅～十二湖駅～岩館駅～あきた白神駅～能代駅

～東能代駅【逆路】

観光コース①

本社～青森空港～八甲田～十和田湖～八戸市～青森市～五所川原市～青森空港～車庫

観光コース②

本社～弘前駅～弘前市～岩木町～獄温泉～岩木スカイライン【逆路】

※時期によって多少の変動有

## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條及び第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 社員一人一人が密接に協力し、全社員一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

- 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

- 2 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、全社員を統括し、指導監督を行う。
- 3 整備管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、全社員を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。



- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指

示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。